

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

1	1
2	1
3	2
4	2
5	14
6	15
7	16
8	16

No.	意見の分野
1	(F3) 知的財産権に係る審査基盤の強化
意見	
<p>現在、医薬系の知財業界では、 特許の存在により、いずれの会社も開発が不可能となる事態が生じています。</p> <p>例えば、選択肢が4つしかない手法がある場合において、既知のある要素Aと既知のその手法Xの組み合わせについて、ほぼその効果が知られていないことを理由として、特許が成立してしまっており、そして、それが4つの手法すべてにおいて繰り返されることにより、選択肢がすべて奪われ、開発が不可能となっています。(そして特許は個別に審査されるため、その4つのすべてがふさがれたことを審査時点で理解することはできていません。)</p> <p>プロパテントの政策が続いているところであり、このようなことも許容される判断なのかもしれません。</p> <p>しかし、このようなことが起きれば、ある会社がこの4つの手法を独占したとして、また別のある会社が他の手法を独占し、これが繰り返され、結局、どの会社も開発ができなくなる事態に陥り、産業が停滞してしまいます。パブリックとなった手法や技術は、適切に自由に使える状態になっていなければなりません。</p> <p>イノベーションの推進のためのプロパテントは、このように、イノベーション自体を妨げるところで行きつきつつあります。</p> <p>これは特許法の目的の一つである、産業の発展の真逆の結果を生みます。</p> <p>イノベーションを評価すること自体は、産業の発展に寄与するものと思います。</p> <p>しかし、「小さな価値の薄いイノベーション」を評価しすぎることや、「そのほとんどがパブリックであるイノベーション」を評価しすぎることは、上記のような産業の停滞を招きます。</p> <p>その点踏まえた政策と、「今」しなければ、長年の停滞を招くものと存じます。</p> <p>現在の停滞は、上記自体がその一因となっていると、現場としては理解しています。</p> <p>何卒ご考慮の旨、よろしくお願ひいたします。</p>	

No.	意見の分野
2	(F5) 知財を創造する人材の育成
意見	
<p>知財創造教育に携わる一員として今後の更なる普及と継続を行うために、これらの育成を担う人材への具体的な支援を要望します。既に様々な取り組みなどへの支援により、自発的・意欲的な教員による知財創造教育の実践が行われていますので、次の段階として計画に掲げられている選定された「普</p>	

	<p>及実践を担う教員」が活動しやすくなるための環境整備、即ち、管理職である校長並びに(1)教育委員会の知財創造教育の重要性・必要性への理解と認知が必要です。そこから選定教員の授業実践への研究支援・協力と奨励が行われると考えられるからです。また教育現場での定着を目指した制度作り、例えば「知財創造教育担当・主任」の設置なども将来的に検討いただければと思います。文部科学省と連携し、既に他からの意見にもあるように(2)学習指導要領への取り入れを進めることで教育委員会の実務レベルからの指導が行われることが望ましいと考えます。さらに、現状の意欲ある教員の興味関心を原動力とした教育研究の推進に頼るだけでなく、効果的な取り組みに対するインセンティブとして(3)予算的支援がなされるべきかと考えます。企業などからの支援は、次世代の社会の担い手としての大学生やその養成機関である大学へ目が向くようですが、プログラミング教育と同様に、創造力の涵養は遅くとも小学校段階から必要と考えられます。将来を担う子供たちの成長を支えられる教育として発展することを願います。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	意見の分野
3	<p>(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革</p>
意見	
<p>ロシア連邦による知的財産の侵奪行為に対し早急な制裁と日本国内でロシアに直接的・間接的に加担する行為を抑止する方策が必要である。</p> <p>特にこの行為に関してロシア系サイトなら違法ダウンロードや著作権法改正で処罰対象になった「リーチサイト」運営が合法と言い出す、人生が詰んだ「低所得・低知能・社会に逆恨みしかできない低能」な人種が歓迎する様子を見せている。</p> <p>実際に今でも各国にあるロシア系資本系列企業や欧米諸国でも犯罪者が利用しても収益が得られればそれでいいと黙認する米国の CDN 事業者 Cloudflare やカナダの犯罪加担ドメイン事業者 Tucows を利用されれば、前回の著作権法改正で違法サイト利用者減少効果が相殺され国内の知的財産産業に多大な損害を与える。</p> <p>また、人生が詰んだ「低所得・低知能・社会に逆恨みしかできない低能」な人種が起こす世の中への復讐で違法サイトの運営又は違法サイトを拡散する行為は、ロシアによる知的財産利益の収奪だけでなく、ロシアによる戦争犯罪に反対する立場である我が国が、間接的であるが戦争犯罪当事国への「利益供与」に当たる。</p> <p>ロシア、非友好国企業との取引を政府への申請対象に (ロシア、米国、EU、英国、スイス、シンガポール、日本、カナダ、ニュージーランド、台湾、ウクライナ、韓国、オーストラリア) https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/3bde2edc960c40d0.html</p> <p>ロシア連邦政府、国家安全保障等のために特許権等を実施することを連邦政府が許可した際の対価に関する決議を公表 https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/europe/20220309.pdf</p>	

No.	意見の分野
4	<p>D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略</p> <p>H. その他</p>
意見	
<p>《要旨》</p> <p>アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること、ダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃並びに TPP 協定・日欧 E PA の見直し及び著作権の保護期間の短縮を求める。有</p>	

害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権ブロッキング及び補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。

《全文》

最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2021を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない上、2018年には危険極まる著作権ブロッキングのごり押しの検討まで行われ、2020年には非常に危ういダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大を含む著作権法改正までなされた。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できおらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはつきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。

例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討すべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、眞の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。

（1）「知的財産推進計画2021」の記載事項について：

a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について

知財計画2021の第56ページにインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューについて記載されている。2019年10月に作成され、2021年4月に更新された総合的な対策メニューにはダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大について記載されている。

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行された。また、日本レコード協会などのロビ一活動により、自民党及び公明党が主導する形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まれる形で、2012年6月20日に改正著作権法が成立し、2012年10月1日から施行されている。

そして、2018年12月に意見募集がされた文化庁の法制・基本問題小委員会の中間まとめにおいて、極めて拙速な検討から、このダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲を録音録画から著作物全般に拡大するとの方針が示され、その意見募集において極めて多くの懸念が示されたにもかかわらず、文化庁がこの方針を諦めずにダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大を含む著作権法改正案の提出を準備していたところ、批判の高まりを受けて2019年の通常国会提出を断念した。

その後、文化庁は、2019年10月に侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントを行い、11月から2020年1月にかけて侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会において著作権法改正案を再検討した。しかし、この検討会における議論も法案提出の結論ありきの拙速極まるものであり、国民の声を丁寧に聞くと言いながら、パブリックコメントに寄せられた最も主要な意見が要件によらずダウンロード違法化を行うべきではないというものであるという事を無視し、写り込みに関する権利制限の拡充、民事における原作者の権利の除外及び軽微なもの除外という弥縫策でダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲を押し通そうとし、2020年2月には、自民党が文科省に海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れを行い、民事刑事の両方において著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除外することを要請した。

これらの文化庁の議論のまとめ及び自民党の要請を含む形で、2020年6月5日にダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲拡大を含む改正著作権法が成立し、2021年1月1日から施行されている。

この法改正後のダウンロード違法化・犯罪化において、スクリーンショットで違法画像が付随的に入り込む場合や、ストーリー漫画の数コマ、論文の数行、粗いサムネイル画像のダウンロードの場合といった僅かな場合が除かれ、また、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除外する事で、それなりの正当化事由を示せる様な特別な事情がある場合が除かれるが、これは本質的な問題の解消に繋がるものではなく、それでもなお、利用者が通常するであろう多くの場合のカジュアルなスクリーンショット、ダウンロード、デジタルでの保存行為が違法・犯罪となる可能性が出て来、場合によって意味不明の萎縮が発生する恐れがある事に変わりはない。これは、録音録画に関するダウンロード違法化・犯罪化同様、海賊版対策としては何の役にも立たない、百害あって一利ない最低最悪の著作権法改正の一つとなるものである。

過去のパブコメでも繰り返し書いているが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題がある。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、今のところ幸いなことに適用例はないが、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとすれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

また、世界的に見ても、アップロードとダウンロードを合わせて行うファイル共有サービスに関する事件を除き、どの国においても単なるダウンロード行為を対象とする民事、刑事の事件は1件もなく、日本における現行の録音録画に関するダウンロード違法化・犯罪化も含め、このような法制が海賊版対策として何の効果も上がっていないことは明白である。また、ダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大は、研究など公正利用として認められるべき目的のダウンロードにも影響する。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、過去の文化庁へのパブコメ（文化庁HP <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hokoku.html> の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html> の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めからなされるべきではなかったものである。

文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものであり、その後も本質的な問題の解消に繋がる検討をなおざりに対象範囲の拡大がされたものである、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3及び第4号並びに第119条第3項等を即刻削除し、ダウンロード違法化・犯罪化を完全に撤廃することを速やかに行うべきである。

b) 著作権法におけるいわゆる間接侵害・帮助への対応について

総合的な対策メニューにはリーチサイト規制についても記載されている。

このリーチサイト規制については、2018年12月に意見募集が行われた文化庁の法制・基本問題小委員会の中間まとめにおいて、著作権侵害コンテンツへのリンク行為に対するみなし侵害規定の追加及び刑事罰付加の方針が示されたが、著作権法改正案の2019年の通常国会提出は見送られ、ダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大と合わせ、このリーチサイト規制を含む改正著作権法が2020年6月5日に成立し、10月1日から施行されている。

改正著作権法のリーチサイト規制は、親告罪とされた事とプラットフォーマーの原則除外でかなり緩和が図られているとは思うが、この様な法改正の本質的な必要性には疑問がある。

リーチサイト対策の検討は、著作権法におけるいわゆる間接侵害・帮助への対応をどうするかという問題に帰着する。文化庁の中間まとめを読んでも、権利者団体の一方的かつ曖昧な主張が並べられているだけで、権利者団体側がリーチサイト等に対して改正前の著作権法に基づいてどこまで何をしたのか、その対処に関する定量的かつ論理的な検証は何らされておらず、本当にどのような場合について改正前の著作権法では不十分であったのかはその後もなお不明なままであり、さらに、このような間接侵害あるいは帮助の検討において当然必要とされるはずのセーフハーバーの検討も極めて不十分なままである。

確かにセーフハーバーを確定するために間接侵害・帮助の明確化はなされるべきであるが、基本的にカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。

リーチサイト規制については、その本質的な必要性に疑問のある今回の法改正後の運用を注視するとともに、知財計画2022において間接侵害・帮助への今後の対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害・帮助の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせ明記するべきである。

このようなリーチサイト問題も含め、ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策については、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を検討してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

c) 著作権ブロッキング・アクセス警告方式について

総合的な対策メニューには著作権ブロッキングやアクセス警告方式についても言及されている。

サイトブロッキングについては、知財本部において、2018年4月の緊急対策の決定後、10月まで検討が行われた。

このようなサイトブロッキングについて、アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案（SOPA）や知財保護強化法案（PIPA）が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、その審議は止められている。また、世界を見渡しても、ブロッキングを巡ってはどの国であれなお混沌とした状況にあり、いかなる形を取るにせよブロッキングの採用が有効な海賊版対策として世界の主要な流れとなっているとは到底言い難い。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

幸いなことに、2018年10月で知財本部におけるブロッキングの検討は止まったが、多くの懸念の声が上げられていたにもかかわらず、ブロッキングありきでごり押しの検討を行ったことについて私は知財本部に猛省を求める。知財計画2022においてブロッキングについて言及するのであれば、2018年の検討の反省の弁とともに今後二度とこのような国民の基本的な権利を踏みにじる検

討をしないと固く誓うとしてももらいたい。

アクセス警告方式についても、通信の監視・介入の点でブロッキングと本質的に違いはなく、その導入は法的にも技術的にも難しいとする、2019年8月の総務省のインターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の報告書の整理を守るべきである。

その提案からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止及び通信の秘密から、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。

d) プロバイダー責任制限法の改正検討について、

総合的な対策メニューにはプロバイダー責任制限法の改正検討についても記載されている。

このプロバイダー責任制限法の改正について、総務省で検討が行われ、2020年12月に発信者情報開示の在り方に関する研究会の最終とりまとめが公表された後、改正プロバイダー責任制限法が2021年4月21日に成立し、その施行を待つ状態にある。

この改正プロバイダー責任制限法は発信者情報開示のため原則非公開の非訟手続きを新設している。しかし、これは今までの通常の裁判による発信者情報開示とほぼ同様の手続きを非訟手続きとして規定しただけのものであって、かえって発信者情報開示に関する手続きの不透明性や複雑性が増し、いたずらに今の状況を混乱させるだけで、発信者の保護はおろか権利侵害の救済にも繋がらない懸念がある。

今後その運用を注視し、やはり混乱等が見られる様であれば、発信者情報の開示は、通信の秘密といった重要な国民の権利に関するものであるから、原則公開の訴訟手続によらなければならないものであるという事を念頭に、この新しい非訟手続きを廃止し、通常の裁判による発信者情報開示の拡充や迅速化の様な真に実効性のある検討を行うべきである。

e) 私的録音録画補償金問題について

知財計画2021の第54～55ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されている。権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙って iPod 等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそも意味を問い合わせすことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそも意義についての意義が問われたが、文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展した。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後10年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不适当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不适当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権利者団体がその政治力を不适当行使し、歪んだ「複製=対価」の著作権神授説に基づき、不适当対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはど

うあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製=対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実は、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

（2）その他の知財政策事項について：

a) 秘密特許制度（経済安保法案の特許非公開関連部分）について

2022年2月にとりまとめられた経済安全保障法制に関する有識者会議の提言に基づき、秘密特許制度（特許非公開制度）を含む経済安全保障法案が提出され、国会で審議されている。

この法案により導入されようとしている秘密特許制度は、論文等の研究成果の公表は自由という前提と矛盾を来しており、その根拠となる立法事実があるのか、「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明」についてまともに判断できるのか、その様なものが今の日本で本当に出願されているのか、出願され得るのか、罰則までつける事が妥当かなど、そもそも大いに疑わしいものである。

法案の条文についても、特許庁による第一次審査の技術分野の範囲、内閣府で行われるのだろう最終的に秘密として指定するかどうかの第二次保全審査の仕方、補償金額の決定の仕方、外国出願の禁止がいつどの様にして解除されるのかなど、あらゆる重要事項をほぼ全て政省令に落とす不明確な形で条文化されており、国会審議における政府回答によってもその明確化が図られているとは言い難い。

この様に拙速な検討に基づき数多くの問題を含む法改正案により秘密特許制度が成立すると、国の安全保障に役立たないのは無論の事、かえってその恣意的な運用によって、国として本来促進すべき技術分野の研究開発、国内外での特許取得活動に大きな萎縮が発生する可能性すらある。

この秘密特許制度（特許非公開制度）に関する部分は経済安保法案から全て削除し、政府において今一度その詳細を検討し直し、条文レベルでの明確化を行うべきである。

b) オンライン裁判手続きのための権利制限について

今国会には、著作権法に新第42条の2としてオンライン民事裁判手続きのための公衆送信等の権利制限を追加する事を含む民事訴訟法等改正案も提出されている所であり、この権利制限を含む民事訴訟法等改正案の早期成立を期待する。

そして、この法改正に関連し、文化庁の文化審議会・著作権分科会・法制度小委員会の「民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理（案）」に対するパブリックコメントでも意見が出されていた通り（電子政府HPの意見募集の結果

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000230696> 参照）、手続きのオンライン化は裁判に限った事ではなく、本法改正に加えて、既存の著作権法第42条の拡充などにより裁判以外の行政や立法における手続きも同様の権利制限の対象とする法改正の検討を速やかに開始するべきである。

c) 環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）に関する取組について

TPP協定については、2015年10月に大筋合意が発表され、文化庁、知財本部の検討を経て、11月にTPP総合対策本部でTPP関連政策大綱が決定され、さらに2016年2月に署名され、3月に関連法案の国会提出がされ、11月の臨時国会で可決・成立し、2017年1月20日に参加国として初めての国内手続きの完了に関する通報が行われた。

しかし、この国内手続きにおいて、日本政府は、2015年10月に大筋合意の概要のみを公表し、

1 1月のニュージーランド政府からの協定条文の英文公表時も全章概要を示したのみで、その後2ヶ月も経って2016年1月にようやく公式の仮訳を公表するなど、TPP協定の内容精査と政府への意見提出の時間を国民に実質与えない極めて姑息かつ卑劣なやり方を取っていたと言わざるを得ない。

そして、公開された条文によって今までのリーク文書が全て正しかったことはほぼ証明されており、TPP協定は確かに著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などを含んでいる。今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など本来論外だったものである。

その後、日本政府は、アメリカ抜きの11カ国でのTPP11協定を推進し、2017年11月に大筋合意が発表され、その中で最もクリティカルな部分である著作権と特許の保護期間延長とDRM規制の強化の部分が凍結されたにもかかわらず、これらの事項を含む国内関連法改正案を2018年3月に国会に提出し（6月に可決・成立）、2018年12月のTPP11協定の発効とともに施行するという戦後最大級の愚行をなした。このようになし崩しで極めて危険な法改正がなされたことを私は一国民として強く非難する。

2017年12月には、同じく著作権の保護期間延長を含む日EU（欧）EPA交渉も妥結され、2018年2月に発効している。しかし、この日欧EPA交渉もTPP協定同様の姑息かつ卑劣な秘密交渉で決められたものである。その内容についてほとんど何の説明もないままに著作権の保護期間延長のような国益の根幹に関わる点について日本政府は易々と譲歩した。これは完全に国民をバカにしているとしか言いようがない。

2020年9月に大筋合意され、2021年1月に発効している、同じく著作権の保護期間延長を含む日英EPAについても同様である。

これらのTPP協定、日欧EPA及び日英EPAについてその内容の見直しを各加盟国に求めること及び著作権の保護期間の短縮について速やかに検討を開始することを私は求める。

また、TPP交渉や日欧EPA交渉のような国民の生活に多大の影響を及ぼす国際交渉が政府間で極秘裏に行われたことも大問題である。国民一人一人がその是非を判断できるよう、途中経過も含めその交渉に関する情報をすべて速やかに公開するべきである。

d) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通過され、2018年に不正競争防止法がさらに改正され、2020年の改正著作権法にも同様の事項が含まれているが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された、先般の不正競争防止法改正によるDRM規制の強化や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加等について、速やかに元に戻す検討がなされるべきである。

T P P協定にはD R M回避規制の強化も含まれており、上で書いた通り、これ以上のD R M回避規制の強化がされるべきではなく、この点でも私はT P P協定の見直しを求める。

e) 海賊版対策条約（A C T A）について

A C T Aを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にD R M回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通過され、A C T A自体も国会で批准された。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてA C T Aに反対する。今なおA C T Aの批准国は日本しかなく、日本は無様に世界に恥を晒し続けている。もはやA C T Aに何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきである。

f) 一般フェアユース条項の導入について

2 0 1 8 年に個別の権利制限を拡充する著作権法改正がなされており、これはその限りにおいて評価できるものではあるが、本当の意味で柔軟な一般フェアユース条項を入れるものではない。

一般フェアユース条項については、一から再検討を行い、ユーザーに対する意義からも、アメリカ等と遜色ない形で一般フェアユース条項を可能な限り早期に導入するべきである。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

今後の検討によっても幾つかの個別の権利制限が追加される可能性があるが、これらはあった方が良いものとは言え、到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。

また、「まねきT V」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためのものに利用するようなクラウド型サービスにまで不需要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幇助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはつきりと認めるべきである。

g) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げるによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーとしては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法の関係を検討するということを知財計画2022では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

h) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われているが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利がないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利がないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で進めることができることが担保されなくてはならない。

i) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権帮助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害帮助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害帮助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害帮助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

知財計画 2022において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害帮助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

j) 二次創作規制の緩和について

2014年8月のクールジャパン提言の第13ページに「クリエイティビティを阻害している規制についてヒアリングし規制緩和する。コンテンツの発展を阻害する二次創作規制、ストリートパフォーマンスに関する規制など、表現を限定する規制を見直す。」と記載されている通り、二次創作は日本の文化的創作の原動力の一つになっており、その推進のために現状の規制を緩和する必要がある。これは知的財産に関わる重要な提言であり、二次創作規制を緩和するという記載を知財計画 2022においてそのまま取り入れ、政府としてこのような規制の緩和を強力に推進することを重ねてきちんと示すべきである。

また、コスプレに関する検討が知財本部において行われるとの報道もあったが、コスプレについて問題とされていないのであれば、これは政府におけるルール化の様な検討にそぐわないものであり、現状において問題はないという整理のみするか、又は、必要に応じて二次創作の一種としてその規制緩和の検討のみなされるべきである。

k) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について

WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム及び2015年からの新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則とするにはなお至っていない。上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化すべきである。

1) 天下りについて

以前文部科学省の天下り問題が大きく報道されたが、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いない、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえるなら、それに超したことはない。)

(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り広げる自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしてくることが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得ない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持が規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことがある。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今的一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。この点で、2012年6月にスウェーデンで漫画は児童ポルノではないとする最高裁判決が出されたことなども注目されるべきである。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようないリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのである。

り、小手先の運用変更などではどうにもならない。

児童ポルノ規制法に関しては、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることはこの規制の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的な根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除すべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである

(<https://www.zdnet.de/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf/>参照)。イスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである

(<https://bmcpshiatry.biomedcentral.com/articles/10.1186/1471-244X-9-43> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

そして、単純所持規制に相当し、上で書いた通り問題の大きい性的好奇心目的所持罪を含む児童ポルノの改正法案が国会で2014年6月18日に可決・成立し、同年6月25日に公布され、2015年7月15日に施行された。この問題の大きい性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項は即刻削除すべきであり、合わせ、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

さらに、性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項を削除するとともに、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止すべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、また、法的拘束力はないが、明らかに表現の自由に抵触する規制を推奨している、2019年9月の児童の権利委員会による児童ポルノ規制に関するガイドラインは全面的に見直すべきであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。

c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義的プロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形での民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始すべきである。

No.	意見の分野
5	<p>(F1) 知財分野におけるソフトローの活用</p> <p>意見</p> <p>知財分野におけるソフトローの活用</p> <p>＜要旨＞NFTサービスの運営者、利用者そしてコンテンツホルダーにとって、サービス利用に伴う権利処理に関する予測可能性を高めるような、NFTサービスの利用規約ガイドラインを作成し公開することが望ましい。</p> <p>近似NFTを活用したデジタルコンテンツの活用等に関するサービスに注目が集まっているものの、同サービスが取り扱うアイテムは必ずしも知財が問題になるものばかりでなく、パブリシティー権のように知財との親和性が比較的近いものから、肖像権や所有権、さらには法律の根拠のない「○○をしてもらえる権利」「ゲーム上の特定のアイテムの利用権」のような権限類似のものまで、その範囲は極めて多様である。そのためか、同サービスは本来、極めて複雑な権利処理が付随的になされ得るものであるところ、実際に運営されているNFTサービスにおいてはイーサリアムの規格その他の観点から、必ずしもそのような精緻な権利処理がなされているとは言い難い。さらにそのような仕組みについて、正確に利用者への情報提供がなされているとは言い難く、コンテンツホルダーに対する説明がなされているものは極めて少ない。NFT自体は、コンテンツホルダーに二次流通以降の対価についてのロイヤリティを保証しうるなど、コンテンツビジネスの新たな可能性を大いに秘めた仕組みであり、我が国における知財戦略上もその保護は大いに検討されて然るべきである。そのため、NFTビジネスで取扱われるアイテムの特徴を分類分けするなどして問題の所在を整理するとともに、それらの権利処理（サービスにおいて処理を行うか否かも含め）についての考え方を示すような、いわゆる「NFTサービスの利用規約ガイドライン」のようなものを作成し公開することで、コンテンツホルダーが安心してコンテンツを提供でき、ひいては市場の活性化に資するものと考える。</p>

	<p>知財分野におけるソフトローの活用</p> <p>＜要旨＞これまでの取引事例を集積するなどして実務上の問題点の有無等を分析し、A I ・データの利用に関する契約ガイドラインの改訂等の施策を講じられたい。</p> <p>近似データ取引が活発になってくる中で、知財流出や秘密保持等の観点から、自らの提供したデータがどのように取り扱われているのかのトレーサビリティを気にする事業者が大変多い。その一方で、機械学習などにおいて教師データとして用いられるデータのトレーサビリティを確保することは極めて難しく、データの提供を受けた開発事業者がその説明に窮したり、結果として学習後のモデル利用権限において過度な譲歩を迫られるような事例にも接するところである。折しも A I ・データの利用に関する契約ガイドライン（本ガイドラインが実務に与えた積極的影響は極めて大きいと考える。）のVer 1. 0が公表されて5年が経ち、同ガイドラインに準拠して進められた取引も一定数に上ると思われることから、この間実務上行われてきたデータ取引の実例について、アンケート等の手段で集積を行うとともに、Q&Aのようなものを作成するか、上記ガイドラインの改訂をされるかでアップデートを図られることが望ましいと考える。</p> <p>知財を創造する人材の育成</p> <p>＜要旨＞知財創出人材の育成にあたって、専門家とのつながりを重視するだけにとどまらず、専門家同士の知見を共有したり、相互のリソースを活用するためのプラットフォームの創設等の施策を講じるのが望ましい。</p> <p>弁護士・弁理士の双方の資格でスタートアップ支援を行ってきた経験から、スタートアップ支援においては、ビジネスモデルを新規性だけでなく適法性の観点からも俯瞰できる知財専門家の育成が不可欠のように感じる。公開公報等を見ていると、ビジネスモデルの新規性のみの観点からのみ知財化を図ろうしたためか、知財化の過程で適法性やビジネス親和性がおざなりなままの権利化が図られる場合もあったり、逆に、適法性確保のためのビジネス上の工夫に知財化の大きなネタがあるにもかかわらず業規制の問題意識がないがゆえに実効性のある権利化提案ができなかつたりする事例が散見されたためである。これまででは専門家とスタートアップとの距離感を縮める施策を通じて知財創造人材の育成やエコシステムの醸成が試みられてきたものと理解しているが、今後はこの取組をさらに横展開し、専門家同士の知見共有などのための施策を講じることで、スタートアップなどの新規事業に取り組む事業者に対し、実効性のある多面的な知財創出支援が可能になるものと考える。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	意見の分野
6	<p>H. その他</p> <p>意見</p>
	<p>その他、というより全般的な意見となるのであるが、クールジャパンの略について、「CJ」とするのは、「中国」「日本」を一部の者に想起あるいは提示するものであり、望ましくないので、「CoolJ」などの方が良いのではないかと思われる。</p> <p>なお、著作権侵害への対応については、TPP（CPTPP 他その他の略語となる協定等を含む。以下同）発効を待たずにさっさと海賊版アップロード等についての非親告罪化をすべきと考える。（「他国での効力が」云々と言って渋っている警察庁（著作権について基本としては文化庁がその所管であるが、刑事に關係して警察庁が関わっている部分は多いであろう。警察庁の問題と見られるものである。）の面子など完全に破壊・粉碎してしまってよいので、そうすべきであろう。条約等で有効であるのであれば今でも他国で発生した日本のコンテンツの著作権侵害についてその刑事責任を問えるはずであるのであるから、本来的には警察庁は非親告罪化に以前から賛成の立場でなくてはならないくらいはずであるが、何らかの、おそらく人的・組織的なよろしくない関係性の存在から渋っているのである（国民としては警察庁について非常に軽蔑するし、東京大学法学系についても同様に軽蔑する。）一体どういう教育を受ければ海賊版アップロードの非親告罪化について賛成でない立場になるの</p>

	<p>だ?利益も関係する様な悪の意図が働いてそのようになっているとしか思われない。)。その様な事態は日本国として積極的に打破すべきであるが、すぐにでも、TPP 発効に関係無く、海賊版アップロード等の非親告罪化を行うべきである。日本国にの法的に非常に情けない問題ある部分を示すものであるが(警察庁の様な刑事・公安を扱う者達がどこまで不法な組織的犯罪者等に助勢をするというのであろうか?東京大学法学系含めて軽蔑しきりである。)、今すぐ改めるべきと考える。それで状況は簡単に大きく好転するはずである(簡単に好転するので、警察庁は渋っているのであろうが。本当に軽蔑しきりである。))</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	意見の分野
7	<p>(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革</p>
意見	
<p>第三者意見募集制度の著作権法への導入</p>	
<p>昨年5月に改正された特許法で第三者意見募集制度が導入された。改正を提案した経産省の小委員会報告書は、「AI・IoT 技術の時代においては、特許権侵害訴訟は、これまで以上に高度化・複雑化することが想定され、裁判官が必要に応じてより幅広い意見を参考にして判断を行えるようにするための環境を整備することが益々重要となっている」とした。こうした指摘は著作権法もあてはまるので、この制度を著作権法にも導入する提案をしたい。</p>	
<p>昨年4月、米最高裁はグーグルとオラクルのソフトウェアの著作権をめぐる訴訟でグーグルの著作権侵害を主張したオラクルの訴えを退けた。90億ドル(当時のレートで1兆円)の損害よりもイノベーションを優先する判決を可能にしたのが米国にある誰でもアミカスブリーフ(法廷助言書)を提出できる制度。</p>	
<p>最高裁には強力なオラクル支持のアミカスブリーフが提出された。グーグルの侵害を認めた控訴審判決を支持する訟務長官によるもので、最高裁はこれまで訟務長官の意見を7~8割方支持してきた。今回、最高裁がこれを支持せず控訴審判決を覆すのに影響を与えたのが、判決でも引用されている学者やIT企業の提出したグーグル支持のアミカスブリーフだった。</p>	
<p>1 昨年、日本の最高裁は他人の写真を無断で転載した人のツイートをリツイートした人の著作権侵害が争われた事件で、リツイート時に写真の改変が行われることから著作権侵害を認めた。改変はツイーター社の仕様で、リツイート者に確認させるのも現実的ではない。第三者意見募集制度があれば、もう少し実態に即した判断もあったかもしれない。</p>	
<p>第三者意見募集制度の著作権法への導入を提案するもう一つの理由は、著作権法は憲法で保障された「表現の自由」を保護する重要な役割を担っているからである。1998年、米議会は著作権保護期間を著作権者の死後50年から70年に延長した。これに対して、憲法学者らが表現の自由を侵害すると主張して違憲訴訟を提起、最高裁は合憲判決を下したが、5人のノーベル賞受賞者を含む経済学者らがアミカスブリーフを提出した。</p>	
<p>パロディも米国では1994年の最高裁判決で認められたが、日本では1980年の最高裁判決で著作権侵害とされて以来、未だに合法化されていない。表現の自由保護の観点からも第三者情報提供制度の著作権法への導入を提案したい。</p>	

No.	意見の分野
8	<p>(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革</p>
意見	
<p>『デジタル時代に適合したコンテンツ戦略』</p>	
<p>(1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革</p>	
<p>—作品認知のための普及・啓発活動と盗作への処罰の一体的な社会秩序に関する諸問題と解決策—</p>	

創作活動における

オリジナル作品と模倣作品、または
オリジナル作品の編集行為について、

創作行為とは、個人の、または法人の同一性を守る活動であり、余暇のための活動でなく生活の安全と安心を守るための生命活動です。

社会的評価を入替るための倫理的に問題ある社会的及び経済的行動を指摘するために、オリジナルがアナログにもデジタルにも保全されることが必要です。

新規に制作された多数のデータの類似性を確認することは、複雑に見えて非常に単純な方法で解決されます。

それはデータの経由を辿るということです。

オリジナルは創作者の意志なくして外部に伝播することがあります。同意なく広められた、または評価された創作物は、受渡の履歴の情報が社会倫理・経済倫理的に問題ある恣意性の根拠となります。

オリジナルを守るため、尊厳と認められるべき価値の棄損の排除のための創作者自身による説明の機会が、デジタル時代において確立されている必要があります。

ある作品の表現目的・表現対象が、創作者自身によりその意志に基づき説明されることが「コンテンツ戦略」を支えます。

生み出された瞬間に他者の共有するところとなる情報環境から、予測不能性を価値評価に結びつける戦術が必要です。

日々に生み出されるプレゼンテーションや起業のアイデア、新曲、友人へ宛てたコメント等、データや文章が製作者の意図によらず他者から他者へ転写され、広く認知されるところとなる場合、オリジナルを信頼する対象に、または広く一般に呈示し説明することで、他者による（文字通りの）意志の介在から身を守ることができ、コンテンツ保全の制度的価値、すなわち社会の秩序と安寧を保つ機能が評価されます。

オリジナリティの現実に直面する危機に対し、経由の悪意ある操作による評価付けと人間性操作に抵抗することができます。

AI 等による代替可能性は、電子的技術や遂時更新される身体や脳に関する生理機能情報では立証されず、実際の創作物が実体により説明され、被対象の認知と理解を前提に、価値の認識が成立します。なぜなら、個々の価値評価のための通貨が必要となるからです。

経由を認識し、あらゆる層により創作物が監視される体制のために、先行した監視体制の構築が必要です。盗作など、著作物に関する誤った認識に基づく態度に対し、処罰を行います。

実名・実作品・達成しようとする目的の公開と取引網の公開を通じて将来の各人の社会的評価に影響する方法で行われる必要があります。

悪意ある評価の恣意的な操作が即時に社会秩序に影響することから、生活を脅かすようなギャンブルによる創作品の評価、信用取引、職務交換等は、規制の下農業従事者等による監視により本業の適正運営に一層貢献頂く必要があります。

<要約>

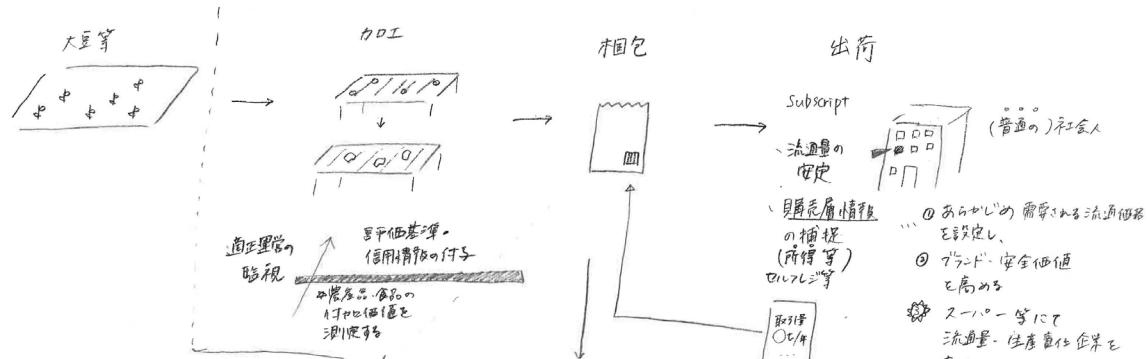
著作物の社会的評価はオリジナルへの評価の現実的危機がデジタル環境とアナログ環境の保全により行われ、創作者自身の意志により説明されることで同一性と個人の生命が守られます。デジタル時代における創作活動とは、命を守る活動です。

AI 等による代替可能性は、脳や生理機能の情報の更新により立証されず、実際の実体による創作物により価値が認識されます。

評価と処罰を一体に制度化することは、適正運営の監視により成立することにつき、記述しています。

「[REDACTED]さん」モデル

「娘に食べさせることでできる食品について、現地で「付加価値を高めることで『責任を持つ会社』」



- ・学生個人への支援
- ・生産過程（計画の履行）のモニタリング
- ・相談時の情報提供
- ・信用・安全の提供
- ・高付加価値向上のための取扱説明会・技術会議の開催

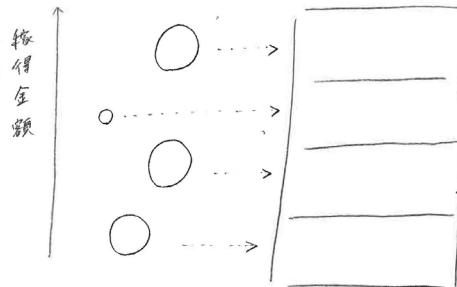
出資者

供給

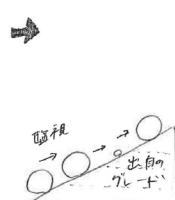
- ・管理能力の評価
- ・生活状況・信頼する連絡網の情報管理

〈目標〉

イニシアチブを一つの技術として技術特許の取得。



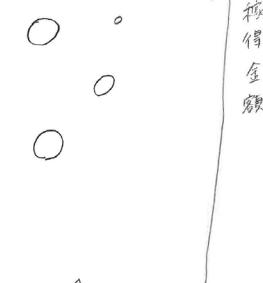
- ・高所得家庭出身の方の就業率
- ・低所得家庭出身の方の就業率
- ・固定的



- ・出資により
- ・条件は異なれば、
- ・低所得層の生活実態、
- ・貧困層
- ・常に見えていた状態



志向・キャリア



- ・志向
- ・高所得層
- ・低所得層
- ・低所得層
- ・低所得層

④ 「必要な知識、経験などない」モデル